

幸手市国民健康保険出産費貸付条例の一部を改正する条例

幸手市国民健康保険出産費貸付条例（平成 13 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

- 2 当分の間、第 11 条に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

幸手市長 木村 純 夫

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例に関する規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。